

月次支援金申請サポート相談の開催について

2021年4月以降に実施される緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した事業者に給付し支援します。 ※協力金の支給を受けるなど対象とならない事業所もあります

認定支援機関で「事前確認」登録をしないと申請することが出来ません。（一時支援金を利用された方は、簡略することが出来ます）

国が実施している「月次支援金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう独自のサポート窓口を開設します。

感染拡大防止のため予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

日時、場所等は裏面にてご確認ください。

【給付の対象となる方】 ※個人、法人ともに給付要件を満たした場合に給付対象となります
要件：「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響

2021年の月売上が2019年又は2020年の同月比で売上が50%以上減少
給付額 算出方法：（2021年4月～6月のいずれか）

給付額（上限）：法人事業者20万円以内、個人事業者10万円以内

算出方法：2019年又は2020年の基準月の売上—2021年の対象月売上

申請期間：4月か5月で申請の方、令和3年6月中下旬～8月中下旬

6月分で申請の方、令和3年7月1日～8月31日

申請に必要な書類については、別紙相談会通知をご覧ください。

※申請が困難な方には、個別相談（申請）窓口を設けます（予約制）

※商工会に申告書を提出の方は收受印（税務署の受付印）のある写しをお渡しします。

【必要書類】

① 2019年、2020年分確定申告書第一表（個人、法人）

…税務署の「收受印」が必要です。「收受印」がない場合は、e-Taxの「受信確認」又は「納税証明書（その2所得金額用）」をご用意ください。

2019年、2020年分青色決算書（個人）

2019年、2020年分法人事業概況説明書（法人）

② 2021年分の対象とする月の売上台帳等

③ 通帳

…振込んでいただく通帳をご用意ください。

④ （個人）本人確認 運転免許証（表、裏）など

（法人）履歴事項全部証明書

⑤ 宣誓・同意書

月次支援金申請サポート 相談日

日にち	場所	時間
6月15日(火)	本所	10時～16時 (12時～13時は休憩)
6月21日(月)	南支所	
6月23日(水)	本所	
6月25日(金)	南支所	
7月5日(月)	本所	
7月6日(火)	南支所	
7月14日(水)	本所	
7月16日(金)	南支所	
7月20日(火)	本所	
7月21日(水)	南支所	
7月27日(火)	南支所	
7月29日(木)	本所	
8月2日(月)	南支所	
8月4日(水)	本所	
8月10日(火)	南支所	
8月12日(木)	本所	
8月18日(水)	南支所	
8月20日(金)	本所	
8月24日(火)	南支所	
8月27日(金)	本所	

本 所：愛西市諏訪町郷東73番地1

南支所：愛西市森川町井桁西27番地

注 ご来所の前に必ず予約の電話を必ず入れてください。
予約申し込みのない方は対応いたしかねます。

お問合せ先：愛西市商工会 0567-24-6122

南支所 0567-22-5611